

平成31・32年度金沢市建設工事競争入札参加資格申請
における解体工事の取扱いについて（お知らせ）

建設業法の一部改正（平成28年6月1日施行）により建設業許可の業種に「解体工事業」が追加されたことに伴う、経過措置が平成31年5月31日をもって終了となります。

このため、平成31・32年度入札参加資格申請において、「解体工事」の登録を希望する場合は「解体工事業」の建設業許可及び経営事項審査を入札参加資格申請の日までに受けている必要があります。

○解体工事を希望する場合

	現行 (平成29・30年度)	更新・新規 (平成31・32年度)
入札参加資格の有効期間	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年4月1日～ 平成33年3月31日
入札参加資格審査申請に必要な建設業許可	解体工事業 又は とび・土工工事業 (経過措置適用)	解体工事業
等級格付けに適用する客観数値	経営事項審査結果通知書の 「とび・土工・コンクリート ・解体（経過措置適用）」 区分の総合評定値	経営事項審査結果通知書の 「解体」区分の総合評定値
完成工事高の評価	経営事項審査結果通知書の 「とび・土工・コンクリート ・解体（経過措置適用）」 区分の完成工事高	経営事項審査結果通知書の 「解体」区分の完成工事高

なお、平成31・32年度入札参加資格申請の当初受付までに「解体工事業」の建設業許可及び経営事項審査の手続きが間に合わない場合は平成31年4月1日からの随時登録で受け付けます。